

事務連絡  
令和3年5月12日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

#### 国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。別紙1）
- ・ 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。別紙2）

等において取扱いを定めたところである。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号）等により、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等も参考にするよう通知したところである。

今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号）が、第204回国会（通常国会）において令和3年2月3日に可決成立し、2月13日に施行され、改正法において新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられた。また、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」において感染対策啓発用のポスター等が充実された。これらを受けて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（別紙3）が改訂され、令和3年5月12日付けで各建設業団体に通知されたところである。

貴職におかれては、引き続き当該ガイドラインを新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の参考とされたい。